

湯河原町告示第56号

湯河原町国民健康保険条例（昭和34年湯河原町条例第3号。以下「条例」という。）第11条、第11条の6の6、第11条の11及び第11条の16に規定する令和8年度の保険料率を決定したので、第11条第3項、第11条の6の6第3項、第11条の11第3項及び第11条の16第3項の規定により次のとおり告示する。

令和8年6月3日

湯河原町長 内 藤 喜 文



1 基礎賦課額の保険料率

(1) 所得割

基礎賦課総額の100分の55に相当する額を基礎控除後の総所得金額等の総額で除して得た数を100分の7.20とする。

(2) 被保険者均等割

基礎賦課総額の100分の30に相当する額を当該年度の初日における被保険者の数で除して得た額を27,600円とする。

(3) 世帯別平等割

ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯

基礎賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額を20,100円とする。

イ 特定世帯

アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額を10,050円とする。

ウ 特定継続世帯

アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額を15,075円とする。

2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

(1) 所得割

後期高齢者支援金等賦課総額の100分の55に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の総額で除して得た数を100分の3.00とする。

(2) 被保険者均等割

後期高齢者支援金等賦課総額の100分の30に相当する額を当該年度の初日における被保険者の数で除して得た額を11,700円とする。

(3) 世帯別平等割

ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯

後期高齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額を8,200円とする。

イ 特定世帯

アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額を4,100円とする。

ウ 特定継続世帯

アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額を6,150円とする。

3 介護納付金賦課額の保険料率

(1) 所得割

介護納付金賦課総額の100分の55に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の総額で除して得た数を100分の2.10とする。

(2) 被保険者均等割

介護納付金賦課総額の100分の30に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の数で除して得た額を10,750円とする。

(3) 世帯別平等割

介護納付金賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数で除して得た額を6,300円とする。

4 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率

(1) 所得割

子ども・子育て支援納付金賦課総額から、条例第11条の13第1号イに掲げる額の見込額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の100分の55に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の総額で除して得た数を100分の0.36とする。

(2) 被保険者均等割

子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の30に相当する額を当該年度の初日における被保険者の数で除して得た額を1,490円とする。

(3) 18歳以上被保険者均等割

条例第11条の13第1号イに掲げる額の見込額から同条第1号イに係る同条第

2号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の初日における18歳以上被保険者の数で除して得た額を42円とする。

(4) 世帯別平等割

ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯

子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た額と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額を1,110円とする。

イ 特定世帯

アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額を555円とする。

ウ 特定継続世帯

アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額を833円とする。